

たこつばなわ漁業の許可について

令和 7 年 7 月 14 日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定及び香川県漁業調整規則（令和 2 年香川県規則第 61 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 4 条第 1 項第 10 号で定めるたこつばなわ網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 たこつばなわ漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつばなわ漁業	橘地先海面	5 月 1 日から 1 月 25 日まで	1	内海に漁業の根拠地を有する者

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 7 月 14 日～同年 7 月 20 日

（3）備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 8 年 1 月 25 日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - （ア） 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
 - （イ） 使用つば数は 1, 0 0 0 個以内のこと。
 - （ウ） 操業区域、期間、つば数等については地元又は他組合の同業者あるいは他種漁業者との協定は厳守すること。
 - （エ） 1 2 月以降の漁期中、かきけた網漁業者等関係漁業者から操業についての協定申入れがあった場合はこれに応じなければならない。
 - （カ） 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
 - （キ） 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。
 - （ク） 「フタ」付きたこつばを使用してはならない。